

別紙 4

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

主 論 文 の 要 旨

論文題目 『シイエスにおける言語と革命』

氏 名 長谷川 拓彌

論 文 内 容 の 要 旨

本論文ではフランス革命期の活動や『第三身分とは何か』の成功で知られる政治家、パンフレット作家である、E.J.シイエスの政治哲学に注目し、革命を根拠づける思想として彼の思想の全体像再構成を目的として、彼のテキストを分析した。

はじめに本研究の内容に入るための前提として、これまでの研究史においてシイエスがどのように扱われてきたかを紹介し、本研究の位置づけを明らかにした。ここでは政治哲学や憲法学、革命史での彼への言及を紹介し、手稿研究を通じたシイエス研究の進展を示すとともに、シイエス思想の全体像の把握という現在残された課題を明らかにした。

シイエスは政治哲学や憲法学といった領域においてフランス自由主義の見直しといった文脈で取り上げられるほか、革命史の研究においても古くから言及されてきた。これらの研究でシイエスは政治家として扱われることが多く、彼の構想した制度や理論が検討される場合にも、それらは個別に、シイエスの哲学的考察から独立して扱われる傾向にあった。こうした先行研究には資料的制約という原因があったと考えられる。しかし近年の新たな手稿調査はシイエスを政治状況に柔軟に対応して活動した政治家として以上に、体系的な思想を展開しようとした思想家として把握する可能性を開いた。革命 200 周年前後からは新たに本格的な手稿の調査が始まり、フィジオクラートや A.スミスからの政治経済学を受容に注目が集まった。これは当時の政治経済学を受容することによりシイエスが革命の理論を作り上げていったことを明らかにするものであった。続く 1990 年代の末からは手稿調査が進展し、経験主義や感覚論哲学から影響を受けた認識論に関するシイエスの考察が徐々に注目されるようになった。しかしこれらの比較的新しい研究でも、政治経済学を受容に注目する研究と認識論哲学に関する考察の研究は、それぞれ独立してあるいは分離された形で論じられる傾向にある。

はじめにではシイエスに関する研究史を踏まえて、彼の政治経済学を受容が言語の改善という経験主義的な関心に基づくものであり、そこから生み出された革命の理論を基礎づけるために哲学的考察を展開した思想家としてシイエスを考察することの意義を

示した。

第1章ではシエスによる政治経済学の受容について論じた。第1節では彼が個人の労働と社会的分業による商業社会を把握しており、分業に参加する国民を政治社会の主体として捉えたことを検討した。第2節では当時のフランスの現状から、シエスが市民の未成熟と非理性的世論に注意を向け、民衆への不信感を表明していたことを論じた。個人の自由な意思に基づく政治社会を論じる際に理想として示された、中間団体の排除を理想とする政治的個人主義に反して、現実の社会的状況においては、国家を構成する主体である国民の全員が十分に合理的決定を行うことができないとシエスは考えていた。また本章では、彼のこうした政治経済学批判や現実的認識が、旧体制の社会で使用される言語の乱用への注目を通して行われていたことを検討した。

第2章では、シエスが提唱した重要概念である憲法制定権力と憲法に関する制度を論じた。第1節では、フランス革命前夜に最大の問題となった「国制」をめぐる論争に参加したシエスが、高等法院を中心とする特権階級によって唱えられたフランスの伝統的国制を根拠とした封建秩序の維持の主張に対抗して、憲法制定権力の理論を説いたことについて検討した。シエスの憲法制定権力の主張は、革命以前から進められていた政治経済学研究を通して把握された、商業社会の認識に基礎を持つものであった。彼は国家を人間の自由な意思による人為的構成物とみなし、国民の憲法制定権力により制定される国家権力の構成を示すものとして憲法を定義していた。第2節では、憲法制定権力という人間の秩序形成能力を前提に構想された憲法が、政治社会において起こりえる制定された権力による侵害に対して、共同体の目的でもある個人の自由を保障する機能を認められていたことを論じた。さらに第3節では憲法のあり方と同時に、憲法を保障・改善するための制度が構想されていたことを検討した。憲法にかかわる制度は、知的エリートを中心として人間のモラルの進歩とともに憲法を安定的に改善する意図をもって構想されていた。

第3章では、憲法によって制定された権力の2つの部門である、執行組織と立法組織について順に論じた。シエスは制定された権力を扱う際も、近代社会の条件である社会的分業と代表制を前提に議論を展開していた。そして行政組織においては理論的な用語としての「君主制」の再定義により、立法組織については教養の差異を前提とした議会への理性の結集により、知的エリートを中心とする効率的かつ安定的な秩序形成を構想していた。第1節では執行権力に関して、T.ペインとの間で行われた君主制に関する論争を取り上げて、シエスの君主制構想について論じた。君主制を非難するにあたって代表制と共和制を同一視したペインに対して、シエスは代表制を近代の必然的条件とみなしており、君主を行政の長として位置づけることによって、最も効率的な制度として君主制が共和制に対して優位な制度であることを主張していた。第2節では立法組織に関して、シエスの代表制議会構

想を検討した。シイエスは商業社会に由来する財産の不平等を前提として、市民を納税額によって能動市民と受動市民に区別し、受動市民が政治に参加する権利を制限した。これは財産の不平等に由来する教養の不平等を前提として、能動市民に期待された理性的思考能力あるいは理性的討議能力を議会に結集しようとするものであった。第3節ではシイエスの公教育案を検討した。彼は学校教育を社会に参加するために必要な全員が受けるべき初等教育と、一部の市民だけに期待される社会進歩を導くための知識を得るための高等教育をはっきりと区別し、後者を主に私的教育に任せようとした。彼は財産の不平等を前提としつつ、現状においては高い教養を持つエリートによる国家運営が適当であると考えていた。

第4章ではシイエスが革命に際して論じた「社会技術」を分析し、フィジオクラートから継承した社会技術の概念に、彼が新たな意味を付与していたことを検討した。革命前夜から続くシイエスによる社会技術の主張は、歴史の中に既存封建秩序の正当性を探ろうとするものであり、さらにはフランス革命に際して新たな社会の構想を正当化するものでもあった。彼は社会技術を主張するにあたって、自然科学と道徳科学の方法の違いに注目して、自然の観察に止まらない人間の思索による秩序構想の可能性を論じた。シイエスによるこうした社会技術の内容変化は、18世紀の経験主義や感覚論の研究を通して得られた、抽象観念への積極的評価に基づくものであった。

第5章では、シイエスの比較対象としてサン＝ジュストを取り上げ、シイエスとサン＝ジュストによる立法者への評価を比較した。同時期に活動した両者は近代の文明国であるフランスで古代の立法者のモデルを適用することを批判した。しかし彼らは法の本質に関する理解と社会認識の違いから、立法者に対して大きく異なる態度を示していた。サン＝ジュストは法が自然に基づくものであるべきだと主張し、人間の自然な在り方を生み出す制度によって古代ギリシア・ローマ的な共和国の理想を説き、自然ではなく意志によってあるべき法を歪曲してきたものとして、立法者が批判された。それに対して法の本質を人間の意志の内に見たシイエスは、哲学者と立法者たる為政者を区別して、為政者に人民の進歩に合わせて哲学者の示した目標へ進むという役割を期待した。シイエスの理想とする立法者には、真理を示すのみでよいとされた哲学者とは異なり、人民との協調と説得という別種の才能が求められていた。

第6章ではコンディヤックの認識論を批判的に受容したシイエスが、言語的認識に関する考察を進めることで、「言語世界」という独特の概念を理論化していたことを論じた。コンディヤックは観念の分解と再構成による対象理解の方法である「分析」を重視し、デカルトやマルブランシュといった全盛期の思想家たちを批判していた。コンディヤックにとって分析は、悪しき形而上学者の方法に対置される科学的方法であり、知覚に基づく事実の観察によって対象を正確に理解するための方法

であった。また彼に説かれた「想像力」は観念の新たな組み合わせを生み出す有用なものであったが、それは分析による真理の理解に対して、心地よさや主張の受け入れやすさの促進といった二次的な役割しか与えられなかった。このためコンディヤックは科学的方法の確立によって社会進歩を目指したとはいえ、当時の政治的秩序を追認する傾向にとどまった。これに対してシイエスは、分析と言語の関係や精神的能力と言語の相互作用といったコンディヤックの主張を引き継ぎつつも、彼が必要悪として扱った抽象の評価を通して、言語使用者に共有された「言語世界」の概念を構想し、言語を通じた認識と自由な観念の組み合わせを肯定的に論じていた。これは言語を通して現実にとらわれない新たな秩序を構想し得るものとしての人間の能力に注目するものであり、革命前夜からの研究によって作り上げられたフランス革命の理論を哲学的に根拠づけるものであった。

結論では、シイエスが商業社会の把握によって自由主義的な革命の諸理論や制度を構想した革命家であったに止まらず、言語的認識を通じた人間の構成的能力を積極的に評価することで、革命の諸理論とその実践であるフランス革命の正当性を根拠づけようとした思想家であったことを示した。